

平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月8日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件 (議案第1号)	7
○日程第5、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第3 号)を定める件(議案第2号)	16
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関す る条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正 する条例制定の件(議案第3号)	18
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第4号)	19
○日程第8、閉会中の事務調査について	20
○日程第9、一般質問	20
○議長のあいさつ	28
○管理者のあいさつ	29
○閉会の宣告	29

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第3号

平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成16年2月9日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成16年3月8日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成16年3月8日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君		
3 番	滑	川	光	彌	君	4 番	田	原	教	善	君		
5 番	吉	岡	修	二	君	6 番	大	曾	根	英	明	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	小	寺	由	香	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君		
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君		
13 番	高	橋	信	次	君	14 番	藤	原	建	志	君		

不応招議員 (なし)

平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成16年3月8日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)専決処分の報告について（報告第1号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(3)議事説明者について

日程第4、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第1号）

日程第5、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件（議案第2号）

日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第3号）

日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）

日程第8、閉会中の事務調査について

日程第9、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君		
3番	滑	川	光	彌	君	4番	田	原	教	善	君		
5番	吉	岡	修	二	君	6番	大	曾	根	英	明	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	小	寺	由	香	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君		
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君		
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	田	中	浅	男	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長	中	河		渡	君	事務局次長 兼総務課長	金	子	久	夫	君
業務課長	森	田	進	一	君	建設課長	新	井	邦	男	君
建設課 主席主幹	紫	藤		清	君	管理課長	杉	田	泰	明	君
水処 理一 所	吉	田	文	夫	君						

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄		書記	高	山		淳
書記	中	田	真	一						

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(田原教善君) 現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(田原教善君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、早朝よりご出席をいただきましてここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。心から御礼申し上げます。

本日は、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎管理者のあいさつ

○議長(田原教善君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日はここに、平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中という極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、公共下水道鶴ヶ丘幹線工事を初め面整備管渠工事の進捗により、なお一層の普及率の向上に向け鋭意努力をしているところであります。また、維持管理事業におきましてもおおむね順調に進んでいるところでございまして、これもひとえに議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。今後とも厳しい経済状況ではございますが、効率的な運営を図るとともに、下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件を初めといたしまして、いずれも本組合運営上重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしく

お願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

- 議長（田原教善君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田原教善君） ただいまから本日の議事に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、
2番 山中 基 充 議員
3番 滑 川 光 彌 議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

- 議長（田原教善君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。
よって、平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

- 議長（田原教善君） 日程第3、諸報告をいたします。
初めに、地方自治法第180条第2項の規定により、管理者から専決処分の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
次に、監査委員から、平成15年11月分から平成16年1月分までの現金出納検査結果の報告がありました

ので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続きまして、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第4、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第1号 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件につきまして提案の理由を申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、厳しい経済情勢の中、構成市の限られた財源と財政状況を考慮し、下水道事業の効率的、効果的な事業の執行に努め、下水道事業計画に基づき、各種事業を推進するために必要な経費につきまして、通年予算として措置した次第であります。

また、平成15年度におきましては、坂戸都市計画、坂戸及び鶴ヶ島公共下水道都市計画決定を変更したことに伴い、予算項目を変更し、都市下水路事業を公共下水道事業へと改めることといたしました。

平成16年度予算編成に当たり、本組合の財政を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、公共用水域の水質保全を目的とする下水道事業、とりわけ生活環境事業は、構成市とも優先課題であります。平成16年度は下水道事業認可拡大に伴う事業が本格化する年度であり、予算総額につきましては、前年度比31.7%増の57億4,400万円の予算として編成したところであります。

歳出の内容につきまして申し上げますと、本組合運営費として議会運営に要する経費、総務費関係では庁内情報システム機器借上料を計上するとともに、庁舎管理に要する経費、人事、財務管理等に要する経費を計上いたしました。

公共下水道事業費につきましては、汚水事業建設費として、中央幹線の設計委託、石井水処理センター水処理施設詳細設計及び鶴ヶ丘幹線等工事を実施するとともに、坂戸市関間、鶴ヶ島市大字上広谷地区等の面整備を行う予定であります。

汚水事業維持管理費につきましては、北坂戸、石井両水処理センターの運転管理委託、設備点検委託等を含めた一部包括的な委託費を計上し、コスト削減及び事務の効率化を図るとともに、管渠、ポンプ場の維持管理に必要な経費を計上し、維持管理に万全を期することといたしました。

雨水事業建設費につきましては、浅羽雨水幹線等築造工事を実施するとともに、大谷川雨水幹線工事委託として、前年度に引き続き圏央道重複部分及び東武鉄道横断部分の工事委託費を計上するとともに、飯盛川雨水幹線事業として用地の購入費を計上いたしました。

雨水事業維持管理費として、大谷川、飯盛川雨水幹線の管理業務委託等の必要な経費を計上するとともに、雨水管渠、排水機場の維持管理等の経費を計上いたしました。また、大谷川排水機場建設費といたし

まして、設計業務委託料等の経費を計上いたしました。

地域し尿処理施設費として、西坂戸、星和若葉台の汚水処理施設維持管理に必要な経費を計上し、維持管理に万全を期するものであります。

公債費につきましては、予算額に対し26.9%となっております、平成16年度末の現在高見込額は176億1,600万2,000円となる見込みであります。

以上、組合規約に基づく都市計画事業、地域し尿処理施設管理事業について、適切な措置を行ったところであります。

次に、これらに見合う財源といたしましては、組合規約に基づき各事業費に係る経費について、構成市等との協議並びに協定に基づき措置したところであります。また、公共下水道事業費財源につきましては、国庫補助事業の交付基準、さらに組合債につきましては、公共下水道事業に係る県の許可指導基準により、財源を措置いたしました。

なお、繰入金につきましては、構成市の財政状況を勘案の上、その取り扱いについて協議を行い、下水道整備基金により調整することといたしました。

維持管理費の財源につきましては、受益者負担の原則から、使用者からの公共下水道、地域し尿処理施設使用料を前年度実績を勘案し計上したところであります。

以上、歳入歳出の大要について申し上げましたが、いずれも各種事業を推進する上で真に必要な経費であり、予算執行に当たりましては関係機関との折衝に努力いたすとともに、計画的な運用を図り、常に行政運営の合理化、職員の適正配置等を考慮し、公務能率の向上に努めていく所存であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田原教善君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

最初に、金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（田原教善君） 次に、新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君） （内容説明）

○議長（田原教善君） 次に、吉田水処理センター所長。

○水処理センター所長（吉田文夫君） （内容説明）

○議長（田原教善君） 続いて、杉田管理課長。

○管理課長（杉田泰明君） （内容説明）

○議長（田原教善君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。議案第1号 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について質疑を行わせていただきます。

まず、今るご説明があったのですけれども、新たな事業の中で、今回債務負担行為の中で、庁内の情報システムの借り上げ事業ということで、これは今年度15年度まで同様な趣旨で同様な借り上げ事業を行

っておりますけれども、この内容とその継続性についてのご説明をいただきたいと思っております。

あともう一点、今回一本松のところの公共下水道の設計が入っております。この地域は、ちょうど一本松土地区画整理事業が行っているところで、長年下水道の配置ということが懸案になっておりましたけれども、一本松区画整理が進捗しなければ、逆に本下水の管が入れられないということで、なかなか進まなかった地域でもありますけれども、今回このように予算が計上されたということでしたら、目鼻が立ったのかということについてお伺いをいたします。

最後に、行政改革についてお伺いをいたします。今回この予算策定に当たって、行政改革の面でどういったことが考慮されたのかということで、特に今話題になっておりますのは、いわゆる渡り昇給ということがございまして、これで和歌山市の方ではこれを一切なくしたというような報道もなされておりますけれども、当組合の中でそういった慣例があったのかどうかということと、あと調整手当の見直しというものが行われるということで、鶴ヶ島市におきましても20年度までにそれを半減させていくというようなことで、今回21年度に延長されたという経緯がありますけれども、当組合として見直しについてどのような予定になっているのか。あと、今回特別昇給の見直しが人事院によって、本日何かニュースでは、人事院の方から発表になったと。その前の2月23日では、国会の予算委員会の中で、これを国においては見直していくということで答弁があったというふうに伺っております。それについてどのように対応されたのかについて、以上お伺いをさせていただきます。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

まず、債務負担行為の庁内情報システム機器借上げ事業（その2）の関係でございまして、当組合におきましては、平成14年の9月より庁内LANを行っております、1年半たつわけでございまして、今回見直しを行いまして、必要箇所について増設をするということで、今回債務負担の方をとらせていただきました。なお、内容につきましては、パソコンの増設4台、サーバーへの設定、保守管理、ウイルス駆除ソフト等を今回計上させていただいております。

あとの関係でございまして、渡りということでございまして、現在組合には渡り制度はございません。

それと、調整手当の関係でございまして、この調整手当につきましては、昨年の12月議会で条例の改正をいただきまして、16年度から17年度までは今までどおり10%ということで行い、18年度から22年度まで各年1%ずつ下げまして、最終的には22年度は5%、それ以降5%という形にするという形になってございます。

もう一点、退職時の特別昇給の関係かと思っておりますけれども、それにつきましては、現在初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則という規則がございまして、その関係で特別昇給の規定を設けてございます。今後につきましては、構成市である坂戸市等それらの状況を見まして、あるいは国の方からの状況を見て、今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 次に、新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） 一本松の区画整理地区内の中央幹線の工事につきましてご説明申し上げます。

現在の中央幹線につきましては、平成10年度に鶴ヶ島市立西中学校前まで整備いたしました。その上流

部につきましては、一本松区画整理及び鶴ヶ島土地区画整理と中央幹線の早期延伸を図られるよう協議いたしておりました。平成15年12月に一本松区画整理事務所で都市計画道路の関係地権者に、中央幹線の工事について先行して推進工法により家屋の下を通過することについて打診したところ、賛同を得られましたので、平成16年度より設計をし、予定といたしましては平成17年度より工事を行っていく考えであります。

以上です。

○議長（田原教善君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質疑を行わせていただきます。

事業内容、繰越明許等については了解いたしました。これはそういった事業、IT化が進んでいくという流れの一環だということでありまして、あと1点確認をさせていただきたいのは、一本松の件なのですが、この推進工法という工法を使うと、いまだ上側の土地が建物が移動していないようなそういった道路にでも下水管が布設できるのかと。それが賛同を得るということは、何らかの影響は地権者に与えなくても事業はできるものなのかということについて、確認を1点させていただきます。

あと、行政改革の中で、渡り制度等退職時の特別昇給、そして調整手当については、今ご答弁いただきましたけれども、特に退職時の特別昇給に関しましては、人事院勧告等が行われることが予測されますので、そういったことについては、いち早く関係市と調整を図りながら導入をしていただきたいということで、こちらは要望で結構です。

以上です。

○議長（田原教善君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） 先ほどの工事の関係でございますが、家屋への影響でございますが、近年技術の進歩によりまして推進工法ということでありますので、影響は出ないことになっております。

○議長（田原教善君） ほかに。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。4点ほどになりますか、質疑をさせていただきます。

まず初めに、事業内容についてなのですが、16ページになります。3億6,200万の中の浅羽雨水幹線工事なのですが、これ昨年の決算のときかに前任の松村議員から、県道日高川島線から一本松区画整理地までの1,200メートルが残ると、質問に対してこういうお答えと。それから、この1,200メートルについては4年かかるものと見ているというご答弁が、昨年の3月議会で行われています。本年度の予定について伺おうと思いましたが、先ほど全協でのご説明では312メートルというふうにご説明いただいて、ああ、なるほど、それで4年かというふうに思ったのですが、本議会でのこの事業についてのご説明では、240メートルというふうに言われたかと思えます。このあたりのことで、昨年の3月にお答えいただきましたように、4年で1,200メートルが終了するのかどうかお答えいただければと思います。

そして、また同じところで、飯盛川の雨水幹線事業の用地買収1,710平方メートルということで、ようやくめどがついたということなのですが、用地買収ができていないところというのはほかにもあるのでしょうか。また、用地買収には、本当に多額のお金がかかるわけですが、買収した方がメリットが大きいのだと思いますが、そのあたりのご説明もお願いできればと思います。

3点目としましては、総括的になるかと思うのですが、今回予算が前年に比べて31.7%膨れ上がっているというのは、平成16年から20年の事業が確定をし、国の補助がおりたということだとご説明がありましたけれども、概要の5ページに、平成16年度の見込みまで普及率や整備率等について書かれているのですけれども、この事業の平成20年度、この事業が終了したときの見込みはどれぐらいになるか、もしわかりましたらご答弁ください。

最後ですけれども、消費税の問題です。たびたび共産党の方から消費税の転嫁をしないでほしいというような要望も含めて一般質問がされているかと思えます。埼玉県内の67団体のうちの2団体、白岡町と上福岡市が消費税を転嫁していないというふうに伺っていますが、ここの転嫁をしていないという状況をどう見ていらっしゃるのか。また、もし転嫁をしない場合、平成16年の予算の中で消費税分は4,285万7,000円というふうに事前にお伺いしたのですが、この金額、この1市1町のように転嫁をしなかった場合、当組合ではどのような対応が考えられるかということでお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（田原教善君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） 浅羽雨水幹線につきましての延長でございますが、312メートル、そして先ほど私が申し上げました240メートルにつきましては、240メートルにつきましては今年度の延長でございます。債務負担行為をいただいておりますので、全体で312メートルとなります。今後の推移によりましては、約4年ぐらいではいくのではないかと考えております。

それから、用地買収の関係でございますが、ほかにあるのかと伺いますが、今回1件であります。ほかにはありません。そして、メリット等につきましては、現在水路を借地して設置しておりますので、本人の希望によりまして買収に応じなければならないと認識しております。

以上であります。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答えいたします。

消費税の関係でございます。消費税を転嫁しない場合にはどうなるかという組合の対応ということでございますけれども、消費税につきましては国税ということで、たとえ組合が消費税を転嫁しないで徴収いたしたとしても、組合として税務署の方には消費税を支払わなくてはならないということでございます。消費税を使用料からいただかなければ、その消費税は一般会計から持ち出しをして税務署に納めるということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） ただいまの普及率の平成20年度末の見込みでございますが、これにつきましては人口によりまして変わるわけでありまして、現在の人口をそのままということで仮定をいたしまして、現在の事業計画によりましてところの面整備を進めたということになりますと、平成20年度末の見込みでございますが、こちらにつきましては坂戸市分につきましては65.7%、鶴ヶ島市につきましては60.1%になる見込みで現在進めております。

○議長（田原教善君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 小寺でございます。再質疑をお願いいたします。

まず、事業内容の浅羽の雨水幹線のところでは、今年度工事が終了するのが240メートルと。そうすると、72メートルが明許繰り越しによって17年度に持ち越され、17年度はまた新たにそこで何メートルかの工事を進捗をさせるという理解でよろしいでしょうか。それで、大体4年で終了させるということの理解でよろしいでしょうか。

それから、飯盛川の関係での用地買収のことにつきましては、今年度ほかにも買収するところがあるのかという質疑ではなく、ほかにも今現在まだ買収のできていないところがあるのだろうかという質疑でございます。もう一度ご答弁を。それからまた、今回用地買収をする1,710平方メートルの場所といたしますか、どのあたりということで、ご答弁をいただければと思います。

それから、消費税の問題なのですけれども、一つには組合が負担をすると。平成16年度でいいにしても4,300万弱という金額なわけです。組合が負担するということは、構成市の分担金にも係ってくる、もしくはその分使用料の値上げ等につながってくるというふうにお考えでしょうか。今の当組合の財政状況で、この4,300万というその金額を負担することはとても不可能なことでしょうか。もう一度ご答弁をお願いいたします。

それからまた、消費税率が財界等の動きで2けたにしようというような動きもあるわけですが、そうしますと、今国民の暮らしが非常に厳しくなっている中で、消費税の負担というのは即収納率の低下につながってくるというふうに考えるのですが、消費税が大きくなったときの対応は何かお考えでしょうか。

○議長（田原教善君） 新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君） 延長でございますが、工事の関係でございますが、平成16、17年度全体設計で工事を発注いたします。ですから、312メーターを1本で出しまして、16年、17年という工事になります。

そして、ほかに用地買収はないのかと、借り上げという場所はございません。そして、用地買収の場所でございますが、場所につきましては坂戸市仲町、県道川越坂戸毛呂山線の上流部分に当たります。

以上です。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

消費税の関係でございますが、先ほども言いましたとおり、当組合につきましては消費税法第60条第1項におきまして、国もしくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業または国もしくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業につきましては、当該一般会計または特別会計ごとに一つの法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用されるわけでございます。したがって、消費税をかけないでやるということになりますと、当然構成市等の負担金をいただくか、あるいは使用料等上げていくかということで事業を進めていかなければならないと考えてございます。いずれにしましても、消費税法というものは国の税でございますので、組合としてはそれに従うということでございます。

以上でございます。

〔「もう一つ。ご答弁が漏れているのですが。消費税が上がったときの対応、何か考えているか」の声〕

○事務局次長（金子久夫君） 当然消費税が上がったときにつきましては、また検討させていただいて、転嫁するかどうかの検討を今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） ほかに。

3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 3番、滑川ですが、2点ほど質疑させていただきます。

1点は、6ページの下水道整備基金の繰入金であります。今年度は3億660万入っておりますが、15年度の末のこの基金はどのぐらいになっておるのかということです。そして、この基金はどの程度の目標で積み立てるつもりなのかということについてお伺いします。

2点は、1ページであります。この使用料の問題であります。整備は31%、予算が大きくなるということであれば、使用料は絶対的に少なくなってくると。昨年度は21.5%、16年度は16.9%というふうになってきておると。きのうの新聞報道等見ますと、汚水対策費は下水道工事の30%であると。その30%は使用料で負担するのだというようなことを財務省、総務省ですか、決定されておるとようなことなのですが、今16.9%ですか、現在としてはやむを得ない事情なのでしょうが、これが将来やはり30%を使用料負担ということに持っていかれるのかどうかということについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

15年度末の基金といたしましては、8億4,000万円でございます。

○議長（田原教善君） 暫時休憩。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（田原教善君） 再開いたします。

金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） 基金の目標でございますが、現在二つの処理場、センターを持ってございます。かなりの基金がかかるかなと思ひまして、両市の方も財政の方は厳しいということを知っておりますので、10億円ぐらいを予定ということで考えてございます。

あと、使用料の全体の率として30%ぐらいがいいのかなと、事業費ということでございますが、これにつきましては、まだ普及率自体も60%やっというぐらいでございますので、現在のところ、そこまで持っていくという考えはございません。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 3番、滑川光彌議員。

○3番（滑川光彌君） 滑川ですが、1項の整備基金ですが、8億、9億という二つの回答ありましたが、どちらの方がはっきりしていただきたい、こういうふうに思います。

それで、この整備基金ですが、整備基金条例を見ますと、下水道整備であれば使えるというような状況

になっております。それで、これは通常の自治体でいうと、若干性格は違うかもしれませんが、財政調整積立金というようなことになるのではないだろうかというふうに考えられるのではないかと。この14年度の決算を見ますと、坂戸市は7億500万円、それから鶴ヶ島市の場合には約18億というようなことで、坂戸市の場合は約3%ぐらい持っておると。鶴ヶ島の場合は約10%ぐらい持っているというようなことで、この8億あるいは9億、非常に多いのではないだろうか。これはもっと少なくしても、臨時であれば、坂戸、鶴ヶ島では財政調整基金を持っておりますので、そこでやるといって、これほど10億持つ必要というのではないのではないかとこのように思われるのですが、それについてもう一つご回答願いたいというふうに思います。

それから、先ほどの2項の使用料30%の件でございますが、将来これがやはり30%という非常に大きな負担になると思うのです。使用者も非常に大きな問題を抱えると思うのですが、この30%にするという計画か何かその構想は持たれておるのかどうかということについてお伺いします。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

10億円は多いのではないかとこのことでございますけれども、これに関しましては、まだ10億円まではいっておりませんが、基本的に先ほど申し上げましたとおり、石井水処理センター、北坂戸水処理センター等の緊急的に施設が壊れたときには、すぐ直さなくてはならないというようなことで、そういうものも含めた形で基金というものを用意させていただくという計画でございます。なお、これにつきましては構成市等とも協議をして、こういう額で決定させていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

あと、今後30%の考えということでございますが、現在のところは30%にということは一応計画はございません。

以上でございます。

○議長（田原教善君） ほかに質疑ありませんか。

7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 坂戸都市計画、坂戸及び鶴ヶ島公共下水道都市計画決定、この変更に伴う予算項目の変更があったわけですが、これによって下水道広報、パンフレットの見直しも用語の内容なんかで用語を変更するとかということがあるのではないかとこのことなんですけれども、その辺のパンフレットの変更ということがあり得るのかどうか。もしあるとすれば、どういう計画でパンフレットをつくり直していくのかお聞きしておきたいと思っております。

それから、14ページ、款3、目2、汚水事業維持管理、節13の委託料との関係で、水質検査にかかわる予算内容についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、19ページ、款3、項2、目1ですけれども、西坂戸地域し尿処理施設維持管理費との関連で、停電時の対策について、これまで自家発電設置ということで進めてこられたと思うのです。単純に自家発電設置ということではなくて、東電ともよく研究しながらという私ども意見も申し上げておいたのですが、この辺についての内容をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

今回の16年度予算の関係で、予算項目等が変更になりましたけれども、これに関しましては、都市下水道事業が公共下水道事業に変わったということの認識のもと変更はないということで、構成市とは協議してございます。今後につきましては、今現在事業認可等の関係を国の方とこれから申し入れをするわけですので、それ等によりまして変更がある場合には、検討させていただきたいと考えております。

また、これに関しましてパンフレット等の見直しということでございますが、パンフレット等につきましては見直しが必要かと考えております。現在あります在庫のパンフレット等につきましては、変更して使用したいと考えております。なお、今年度制作するものについては変更いたす考えでございます。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えします。

水質検査に係る予算ということでございますけれども、平成15年度から包括的民間委託見ているわけですが、今年度も引き続き包括的民間委託の中で、この水質の検査に係る予算の方見込んでおります。

○議長（田原教善君） 杉田管理課長、答弁。

○管理課長（杉田泰明君） お答えいたします。

西坂戸処理場の非常用電力の関係でございますけれども、3点ほど検討いたしました。変電所の異なる回線による2回線受電の方法、あるいは自家発電による方法で、一つは必要最小限度の電力を賄う方法、もう一つは、自家発電によって施設の全電力を賄う方法、この3点について検討してまいりましたが、結論といたしまして、建設費あるいはランニングコストを含めた経済性、維持管理性においても、また2回線による非常用電力ですと、日常点検等不要になるものがございます。そのことから、変電所の異なる回線による2回線受電を採用することとし、16年度の予算に計上したところでございます。

以上です。

○議長（田原教善君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 水質検査にかかわる委託の額、委託料、どのくらいになるものなのか。この記録の点検はどのようにされているのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（田原教善君） 吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君） お答えします。

水質検査に係る予算でございますけれども、これは水質汚泥分析業務委託といたしまして735万円、それと臭気の分析業務委託、これが537万6,000円、それと騒音調査に係る業務委託、これが71万4,000円、計1,344万円を見込んでおります。

それと、水質記録の点検ということでございますけれども、水処理センター内で行っております、委託業者がやっているのですけれども、職員と一緒にやっております、日報や月報が提出されるわけですが、それを水質担当がチェックしております。また、外部委託をしております試験につきましては、環境計量証明事業所の登録事業所であることと、そこから発行されます計量証明書を添付させております。

以上です。

○議長（田原教善君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 以上で、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算歳入及び歳出についての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（田原教善君） 再開いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第5、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件（議案第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第2号 平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第3号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,024万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を46億1,871万2,000円にしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、各種事業の確定に伴う減額補正をするほか、構成市との協議により下水道整備基金へ3億9,595万9,000円を積み立てることとし、補正するものであります。

歳入といたしましては、各種事業費等の確定にあわせ、国庫支出金、組合債等に所要の措置を講ずると

ともに、構成市の負担金を調整し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第2表繰越明許費につきましては、大谷川都市下水道築造工事委託に期間を要することから、予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（田原教善君） これより質疑に入ります。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺由香子です。簡単に2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つには、この補正予算で歳入の寄附金という款がございますけれども、先ほど審議をいたしました16年度新年度の予算については、受益者負担金というふうな言葉で表示されていて、寄附金という項目はないわけです。この寄附金というのを条例で調べましたところ、条例でいっているところについても、寄附金という表現の仕方がどうなのかなというふうに思います。それが寄附金については、その表現の仕方と、あともう一つは、今回補正で1,000万というその補正の内容について、簡単にご説明いただければというふうに思います。

そして、もう一つは、全体的に事業費委託料でマイナス補正の額が結構大きいのかなというふうに思うのですが、これは予定価格と落札価格との差ぐらいの開きなのかということでお答えいただければと思います。

○議長（田原教善君） 森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君） お答えいたします。

寄附金につきましては、下水道条例27条に基づきます特別使用に係る特別受益者負担金、いわゆる寄附金でございます。これにつきましては、地方自治法に基づく規則、歳入項目にあっては寄附金という名目で収入せざるを得ないというのが現状でございます、特別受益者負担金イコール寄附金というような解釈で収入項目を立てております。

続きまして、件数でございますけれども、今現在1,036万3,000円につきましては7件の件数でございます、その特別受益者負担金イコール寄附金でございます。

以上でございます

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

委託料等の減額ということで、これにつきましては基本的には請負残という形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（田原教善君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律が公布されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。

○議長（田原教善君） これより質疑に入ります。

8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。議案第3号につきまして、この条例改正そのものは何の異議もございませんけれども、これの改正の理由となります地方独立行政法人法というものの結局はこの条例を改正すると、当組合もこの法律のもとにいろいろなことが行われていくということになるわけです。この地方独立行政法人法というの中身が、一昨日あるところでの研修で伺った話によりますと、指定管理業者に関する法律とあわせて、これがどんどん、どんどん進んでいくと、行政、つまり公務員の皆さんのお仕事の8割方はこちらの方に移行してしまうのではないかと。つまり、公務員の方々の身分保障ですとか、仕事についていられるという保障、そういうのが危うくなってくるのだというふうな話を聞いて、ああ、放置できないかなとちょっと思ったところです。こちらの当組合で地方独立行政法人法についてどのようにお考えになっておられるかということ、簡単に結構ですので、ご説明いただければと思います。

○議長（田原教善君） 金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君） お答え申し上げます。

この法律につきましては、当組合は構成市の坂戸市の条例に準ずるといような形になっておりますので、そちらの方の関係で来てございますので、組合独自でできるものではございませんので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（田原教善君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君） 日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第4号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田原教善君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○議長（田原教善君） 日程第8、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思いをいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



◎一般質問

○議長（田原教善君） 日程第9、一般質問を行います。

通告者は3人です。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本議会におけます私の一般質問を行わせていただきます。質問事項は1項です。下水道計画の見直しと弾力的な運用についてお伺いをいたします。

市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる区域区分制度については、人口の急増や産業の発展、成長を背景として急激に都市化が拡大する時代の中で、無秩序な市街地の拡大による生活環境の悪化の防止や計画的な公共施設の整備による良好な市街地の形成に一定の役割を果たしてまいりました。埼玉県では、昭和45年の当初決定以降、これまで4度にわたる見直しを行い、既定の市街化区域及び新たに拡大した市街化区域の計画的な市街地整備とスプロールの防止が図られてきました。

このたび、県で第5回区域区分見直し基本方針案の基本的な考え方に、今後暫定逆線引きの制度を廃止し、これまで暫定逆線引き地区として位置づけられてきた地区については、地域の実情に応じて適切な土

地利用の推進を図るとあるように、暫定逆線引きでの地域区分の見直しなど大きな変化が予定されております。平成22年、2010年までを目標年次とするこの見直しでは、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の公共下水道普及計画に多大な影響が避けられません。

また、暫定逆線引きにより調整区域化している既存市街地では、下水に関してはその計画も図られず、区画整理等で市街地化している旧農地などは、計画があるにもかかわらず、整備がおこなわれているために普及が進まないなどさまざまな問題点が指摘されております。暫定逆線引きの調整区域化している市街地が今後市街化区域に戻される可能性が現実的になってきたことにより、いち早く弾力的な運用が望まれます。

(1) として、今までの計画の策定の経緯と今後の見直しについてお伺いをいたします。

(2) として、弾力的な運用について、組合としてのお考えを伺います。

(3) として、特に鶴ヶ島市の市役所通り沿いの藤金地域、旧役場周辺の脚折地域の弾力的な運用について、地域の方のご要望もありますので、取り組んでいただければと思ひまして質問をさせていただきます。

以上、私の質問とさせていただきます。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず初めに、坂戸都市計画下水道計画についてでございますが、この計画につきましては、住宅公団開発に伴いますところの北坂戸、富士見地区、こちらを昭和44年5月2日に計画決定をいたしまして、まずスタートしたものでございます。その後既成市街地を含めまして、計画区域の拡大及び下水道幹線管渠のルート変更等、現在まで8回の計画決定の変更をしております。今後におきましては、市街化区域の変動、また土地利用状況の変動等によりましてこの計画の変更を必要と認められた場合には、現状に適合するようにしてまいりたいというふうに考えております。

なお、現在暫定逆線引きとなっております地域につきましては、昭和50年8月1日付によりまして、坂戸都市計画下水道計画の計画区域とされております。

次に、事業実施に伴う事業認可取得の弾力的運用ということでございますが、事業認可拡大の決定につきましては、幹線管渠の布設状況、市街地の熟成度、また土地区画整理事業の進捗状況、そして財政状況等考慮いたしまして、構成市でございます坂戸市、鶴ヶ島市と協議の上、決定をしているところでございます。今後におきましても、事業認可区域の拡大につきましては、公共下水道事業としての効率性をも考慮いたしまして、構成市と十分協議をしてみたいと考えております。

また、埼玉県の定めております公共下水道整備基本方針によりまして、暫定逆線引きの区域におきますところの公共下水道整備については、市街化区域編入と同時、もしくはそれ以降と定められておりますことから、今後鶴ヶ島市と協議を行いまして、慎重に対応してみたいと考えております。

次に、ご質問の藤金地域及び脚折地区についてでございますが、現在暫定逆線引きの区域となっておりますので、先ほど申し上げましたとおり、今後鶴ヶ島市で行われるものと存じますが、市街化区域あるいは市街化調整区域等、都市計画上の位置づけによりまして変わるものと考えております。

いずれにいたしましても、その他の区域を含めまして両市と十分協議をし、対応してみたいと考えております。

以上です。

○議長（田原教善君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充でございます。今るご答弁いただきまして、おおむね了解をするところでありますけれども、今回県の暫定逆線引きの廃止というのが、これ全体的な計画の中の一つでございますので、平成22年までになるのかなという、まだちょっと間がありますけれども、その間で対応を検討すればいいのかなと思っておりまして、今回の鶴ヶ島市の産業建設常任委員会での委員会質疑において、これは平成16年度に見て、平成17年度を目途にやっていくのだということでございます。ですから、当組合といたしましては15年の2月でしたか、直近では見直しを行われて、いつもは大体7年から5年、7年とか、そういった形での見直しだというふうに理解しておりまして、仮に16年度に見直しの暫定逆線引きを市街化区域にする都市計画等で対応して、それは県から認められたようなことが発生した場合、市街化区域に戻されても、次の計画を練るまでに四、五年の期間があいてしまうということで、それではこの地域の方の実情を考えると遅いのではないかとということで、今回質問をさせていただいています。

この地域は、もう何度も言わせていただいておりますけれども、もともと特に藤金は今回星和住宅とあと若葉駅西口土地区画整理地内のちょうど中に挟まれる形で、今年度も本管の布設の工事は、目の前を工事はしているけれども、自分たちの地域には下水が入らないということでお悩みのところでございますし、脚折の地域に関しましては、旧の役場が目の前にあって、小学校も目の前にありながら、まだいまだ浸透方式で下水処理をしているようなところが数多くありまして、いち早くその整備が望まれている地域でもございます。

暫定逆線引きになった以上は、区画整理を行わなければ解消されないのかということで、ところが今回のこういった暫定逆線引きの廃止に伴って、都市計画等でも市街化に戻す可能性が大きくなったということで、ぜひともこのタイミングを誤らないでいただきたいなど。5年おき、7年おきの見直しにあわせる形では遅いのではないかと考えておりますけれども、そういったことに関しまして、組合としての考えを再びお伺いをさせていただきます。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） ただいまの暫定逆線引きになっている地域につきましての下水道の事業の計画ということでございますが、これにつきましては先ほども申し上げましたように、下水道につきましてはまず都市計画決定をいたしまして、その後に事業認可を得て、事業がスタートするわけでございますが、この事業認可を得るための埼玉県の先ほど申しましたように、下水道整備基本方針がございます。これによりますと、先ほど申しましたように、暫定逆線引きの地域につきましては市街化に編入というふうなことが一つの要件というふうになっております。これらの状況を見ながら、そしてまた先ほどこれまた申し上げましたが、鶴ヶ島市で暫定逆線引きの地域をどのような位置づけに今後計画がされるか、これによりまして、私ども組合といたしまして下水道の整備についてはこの状況をよく見ながら、そして鶴ヶ島市、坂戸市の方と協議をしながら、いずれにいたしましても両市の都市計画事業として行う事業でございますので、両市の都市計画上の位置づけをよく見ながら進めたいというふうに思っております。

○議長（田原教善君） 次に、8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。一般質問、私は3問設定しましたが、なるべく簡明にさせてい

ただきたいと思っております。

公共下水道促進における特に工事後の個々の世帯の接続といいますか、さまざまな問題点、また下水道未整備地域における問題点についてということで、一つには、生活保護世帯水洗トイレ改造費補助要綱というのがございまして、該当すれば全額の補助。これについて条例はあるのだけれども、果たして生活保護世帯で家屋の所有者というのがあり得るのだろうか。今までにどんな事例があったのかなということでお尋ねをします。

それから、2番目といたしまして、公共下水道へ未接続とか浄化槽未設置、またし尿処理の問題、こちらは衛生組合の方ともかかわってくるのかもしれませんが、等について持ち主不明の家屋とか、持ち主と容易に連絡のとれない、そういった建物への対応の状況についてお伺いをいたします。

2番目としましては、都市下水路飯盛川、大谷川等のユスリカや臭気等の対策における市民の要望と組合議会での一般質問と組合の対応についてということで、これは周辺にお住まいの市民の強い要望であるわけです。だからこそ、たくさんの議員が毎議会ごとにとってもいいぐらい一般質問を行っております。ところが、過去の議事録を見ますと、そのご答弁が非常に画一的で、接続を急いでいただくとか、下水工事の進捗を図っていくとか、あるいは両構成市から薬の散布を頼まれているから、それを行っている、そういう中身にとどまっているわけです。そうすると、今のままいきますと、住民の強い要望であるにもかかわらず、やはり改善がされないまま進んでいく。議員としては、やはり住民の要望をじかに聞いているわけですから、何とかしたい。あの手この手で一般質問を行っていく。そこで、こういうことのむだな繰り返しではなくて、実際にどうしたら改善が図られていくのかということで、一般質問への対応について改善を図れないものかどうか、要望も含めてお尋ねをいたします。

それから、3点目は下水道料徴収に関することということで、私は1年目の組合議員ですので、主に平成14年度の決算で見たところの率直な疑問といいますか、そのあたりのことでお尋ねをしておきたいと思えます。

①としまして、延滞金徴収条例というふうにしておりますが、滞納分が平成12年、13年よりも14年度の方は収納率を上げてきているという状況はございます。これは、組合の諸職員さんのご努力のたまものかというふうには思いますが、延滞金の利息が14.6%、延滞が1カ月以内の場合は7.3%という率かというふうに思いますが、実際にこの延滞利息というのを取っているのでしょうか。決算の中にそういう形跡が見られないので、この条例はどのようなふうにかかされているのか。もしくは、全く利息が上がってきていないとすれば、この条例の第3条でいうところの延滞金徴収条例施行規則による減免が行われているのかなど、そのあたりのことの一つにはお伺いをしたいと思います。

それから、2番目、未収と不納欠損についてなのですが、非常に金額が大きいかなというふうに思えます。そして、特に不納欠損については5年の時効で、平成14年の不納欠損が平成13年と比べますと著しく上がっていて、その金額的には大半が会社倒産によるものということになっております。全部で1,002件、前年度に比べて375件の増加と。金額にしても635万の増加ということで、原因としては所在不明というのが885件、これが26.25%になります。会社倒産が30件で、68.75%と非常に比率も高いわけです。この会社倒産に関してどんな手を打っていらっしゃるのか。アンテナを高くして、やっぱりここからは公共料金をきちっともらうという。中には悪質な計画倒産などもあって、そのあたりは素早く情報をキ

マッチして管財人にかけ合うとかいうような、ちょっと一般の世帯とは違った努力が必要なのではないかというふうに思いますが、どのように対応をしていらっしゃるかということでご説明をいただければと思います。

それから、3番目の減免についてです。未収の中で担税力なしというのが28件あって、3%なのですが、この担税力のないというのを滞納になって徴収に行って初めてわかるというようなことではなくて、こういう方たちは事実上減免をされるのではないかというふうに思いますが、今実際には生活保護を受けないで、生活保護以下の暮らしをしている方もたくさんいるというふうに思われます。ですから、その方たちに心理的にプレッシャーをかけないためには、どっちみち払えないのであれば、心理的にプレッシャーをかけずに組合のやっていることに感謝をするという、そういう方向でいった方がいいのではないかと思います。制度として例えば国保なんかにも何条という条項があって、減免の制度を設けているわけですが、そういうふうにはできないのか。また、生活保護を受けている人は、こういうものも含めて保護費というのが支払われているかと思いますが、生活保護の人はかえって滞納はないのかと、そのあたりの状況についてご答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず最初の生活保護世帯の関係でございますが、こちらにつきましては、下水道組合におきまして、ただいま議員さんお話しのように、生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱は定められております。これの要綱に、生活保護世帯の方は該当しないのではないかというお話でございますが、これは両市の方にいろいろ確認してまいりますと、家屋の所有者にあっては、原則的には生活保護の適用は受けないものと考えられますけれども、現状の状況によりましては、今のような家屋の所有があったとしても生活保護ということとは起こり得るということを伺っております。ただ、現在組合ではこのような補助の申請はございません。

次に、公共下水道への未接続の対応でございますけれども、この関係につきましては、戸別訪問によりまして土地、建物の所有者を把握するように努めておりますけれども、この戸別訪問に際しましては、土地、建物の登記簿をもとにいたしまして、この所有者をまず把握する。そしてまた、現地に赴きまして、アパート、借家等の場合につきましては、そこにお住まいの方がいらっしゃいますので、この方に管理会社ですとか所有者、これを聞き取り調査を行いまして、公共下水道への接続をお願いをいたしているところでございます。

次に、飯盛川、大谷川都市下水路等に係りますところのユスリカ、臭気等の対応についてお答え申し上げます。今までにも特にユスリカに対しまして、それぞれ沿線の方々、また組合議員さんより対策等につきましていろいろご意見、ご提言をいただいているところでございます。したがって、坂戸市、鶴ヶ島市とも協議をしながら、それぞれ生活環境の向上に取り組んでおります。現在取り組んでいる主な点を申し上げますと、直接的な取り組みといたしましてコイの放流、薬剤の散布、そしてまた水量が少ないこと等によりまして流れが停滞する箇所もございまして、これらの箇所につきましては、水路内にさらに小水路を設置いたしまして、流下の対策を部分的に実施をいたしております。さらに、抜本的な対策といたしましては、家庭等の雑排水が流入しないように、合併浄化槽の普及促進を図っております。そしてまた、

公共下水道の普及促進に努めておるところでございます。今後におきましても、さらなる効率的な効果の得られる方法等につきまして研究をしてみたいというふうに思っております。

次に、延滞金徴収条例の関係でございますが、この関係につきましては、条例の規定によりますと、先ほど議員さんお話しのように、それぞれ延滞金の率がございます。この延滞金につきましては、当該納付すべき額が2,000円以上でありまして、かつ延滞金の額が500円以上の場合に延滞金が発生する、このような状況になるわけでありまして、したがって、現在延滞金の収納はございません。

次に、未収と不納欠損の関係でございますけれども、平成14年度下水道使用料の現年分の収納率は99.43%でございます。0.57%が未収ということでございました。額につきましては、現年分でいきますと1,314万7,770円が未納ということでございます。滞納繰り越し分につきましては、先ほどお話しがございましたが、2,507万3,377円ということでございます。この未収納金の収納対策といたしましては、電話連絡、督促状、催告状によるほか、職員によりまして昼間ですとか夜間も使いまして、そしてまた、さらに休日の日も使いまして、臨時訪問徴収等によりまして収納率の向上に努めておるところでございます。

また、不納欠損の関係でございますが、お話しのように、不納欠損につきましては会社の倒産によるものが全体では約69%、これは金額ベースでございますが、占めております。そして、所在不明によるものが26%、その他死亡等によりまして相続人が不明によるものが5%という状況になってございます。この会社倒産等によりましての占める割合が多いわけでありまして、こちらにつきましては、会社等につきましては市税ですとか、国税等の例によりまして、当使用料につきましても対応いたしておりますけれども、それらの財産の競売の状況、これにつきましては構成市よりいろいろな情報もできる限り、個人情報でございまして、なかなか問題はありますけれども、知り得る限り、私どもの方それらを調査いたしまして、その管財人と交渉いたしまして、納入方に努めておるのが現状でございます。

次に、減免の関係でございますけれども、減免の関係につきましては、ただいまお話しのように、いろいろな事情がございまして、しかしながら、やはり下水道を使ったということにつきましては、これは厳然たる事実でございますので、受益者負担の原則に基づきまして、やはり納めていただくものは納めていただく。そして、ただその中でもただいま申しましたように、いろいろな事情でございます。病気によりまして収入が一時的に極端に減ってきた、これらの状況をいろいろ考え合わせまして、これについては条例の適用等もございまして、その実態をよく把握いたしまして、まず徴収の停止ということを行います。これらの状況がどのように改善していくのかということを見るために、まず徴収停止という期間を一定期間、約3年ぐらい見まして、その間に状況が改善したのであれば、やはり納めていただく。そしてまた、さらに状況は依然として同じだということになりますと5年間という、これは地方自治法等の規定によりまして、その状況によりまして不納欠損の処分をさせていただいております。

いずれにいたしましても、やはり受益者負担の原則これらと、それから負担の公平性というふうなことも考え合わせながら、今後につきましても現状をよく調査しながら対応してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田原教善君） 8番、小寺由香子議員。

○8番（小寺由香子君） 8番、小寺です。簡単に何点か再質問を行います。

まず、1問目なのですが、連絡のとれない家屋や持ち主のわからない家屋、そういったところへのご努力がされているということで、この件数がどれくらいあるのか、大ざっぱで結構ですので、お答えいただければと思います。

それから、もう一つは、制度として減免をという、実際には今お話しされたように徴収の停止ですとか、5年間で時効とか、そういうふうには実際には対応されていますよね。ですから、どこかの条例に1項、管理者が必要と認めたときとかというのを入れていただけていいのではないかと思います。再度これを制度として設けるお考えはないかどうかお尋ねいたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） まず初めにございました未接続ですとか、それから所有者不明等によりますところの件数でございますが、約1,750件強でございます。正確な数字はあれですが、約1,750件をちょっと超えた未接続の件数がございます。これらにつきましては、現在先ほど申しましたように、臨宅訪問等いたしまして、接続をいただけるように交渉を続けております。

そしてまた、先ほどの減免の関係でございますけれども、減免の関係につきましては、先ほど申しましたとおり、その状況によりまして徴収停止という期間を設けております。この徴収停止の期間の中で、そのものがどのような状況に相なるのか、これらを見た中で進めております。これによってその徴収停止をしている事由が消滅したときは、やはりそれを私ども管理者の方に届けてもらうということとそのときにもお願いをいたしております。そしてまた、それらの状況を再度訪問しながら調査をいたしまして、事由が消滅したか否かということをやはり厳格に調査の上で決定をしていくというのが、現在私ども進めている内容でございます。これまた繰り返すこととなりますけれども、使われたものにつきましては、やはりその状況については負担をしていただくものは負担をしていただくということが、大勢の方に下水道については現在使用していただいております。ほとんどの方に使用料をいただいておりますので、やはりこの受益者負担といいたしましうか、使用したものに對しますところの負担については厳格に、そしてまたその実態をよく調査して対応していくということで進めさせていただいております。これにつきましても条例ですとか、先ほど申し上げました施行規則に基づきまして対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（田原教善君） 続いて、12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 12番、榊原京子です。大谷川の都市下水路事業から公共下水道事業への転換の説明についてお聞きいたします。

去る11月11日に、坂戸都市計画下水道変更の説明が行われました。内容は、都市下水路事業から公共下水道事業に転換するというもので、その内容は、汚水と雨水を分けて処理する分流式となり、生活環境の向上が期待され、また国の補助率もふえるということで、有効な手段と考えます。しかし、自然の降雨災害に対する備えは万全の策ということはありません。雨水を排除するという考えとともに、雨水をゆっくり流すという視点も必要と考えます。これは、下水道組合の事業だけではなく、坂戸市、鶴ヶ島市の事業との連携や市民への働きかけも重要です。坂戸市、鶴ヶ島市との事業の連携は具体的にどのようなようになっているかお尋ねいたします。

また、市民への働きかけ、意識啓発はどのようになっているのでしょうか。両市とも自然環境を重視して

いると認識しておりますが、地域の自然環境を守りながらの事業の進め方、地域で活動している自然保護団体との協働はあるのか等についてお尋ねいたします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） お答えをいたします。

まず、1点目と2点目につきましては関連がございますので、一括してご答弁させていただきます。

まず初めに、坂戸市、鶴ヶ島市との連携並びに市民への働きかけということでございますけれども、下水道組合で行っております事業につきましては都市計画事業でございますので、すべて坂戸市、鶴ヶ島市と協議の上、決定をされております。お話の公共下水道事業の雨水計画についての施設能力、これについては万全という策はあり得ない、これについては私どももそのように認識をいたしております。特に施設能力の決定につきましては降雨強度、雨がどの程度の強さで降ってくるのか、そして流出係数といいまして、その降ったものがどのように流れ出てくるのか、そしてそれがそれぞれの河川にどのくらいの時間で来るのかという到達時間というふうにありますけれども、これらの所見をもとにいたしまして決定をいたしております。特に宅地開発等の大規模造成などにつきましては下水道事業、特に雨水計画に影響することが予測されます。したがって、突発的な雨水流出量のピークをいかに減少させるかということが最も重要なことだというふうに考えております。

下水道組合におきましては、公共下水道工事説明会、それから下水道の日等機会あるごとに関係者皆様に宅地内雨水処理の抑制策といたしまして、浸透方式をお願いをいたしてございます。また、坂戸市、鶴ヶ島市におきましても開発指導要綱によりまして浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装、これらのものを関係者の協力を得まして、雨水流出抑制策を行っておるところでございます。

次に、自然環境を守りながらの事業の進め方でございますが、公共下水道、雨水事業につきましては、市街地の雨水排除及び浸水区域を解消するため、雨水を速やかに排除することが必要でございます。特に施設構造といたしましては経費等の面、そしてまた下水道指針に基づきまして国庫補助金等が交付されるわけでございますが、この法的手続を満たす必要がございますので、現在の積ブロック構造といたしております。

特に今の河川の整備、河川といいたしましうか、都市下水路の整備につきましては、昭和53年3月に事業認可を得て以来、関係皆様のご協力をいただきまして、飯盛川につきましては、この整備率は既に約96%、また大谷川都市下水路につきましては、約82%をおおむね完了させていただくことができました。現在整備中の大谷川の沿線につきましては、水田地帯も数カ所ございますので、下水道組合といたしましては現状の土地利用を考慮いたしまして、既存水路の活用が図れるよう対応いたしております。

都市下水路の構造等変更による環境への配慮という点でございますが、これらにつきましては以前から県等とも協議をいたしておりますが、機能確保という観点から、なかなかよい方向といいたしましうか、それ以外の方向がまだ得られておりません。今後社会状況の変化等に伴いまして構造の見直し等も考えられます。これらの状況を県等ともよく協議をしてまいりたいというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（田原教善君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） ご答弁ありがとうございました。

下水道の事業については理解をしたのですが、今回11月11日の説明会は、余り何か市民に対しては親切ではなかったと伺っております。それは、11月11日の最初の説明会に来られた方は、都市下水路がなくなるというふうに理解して、自然保護団体の方、喜んで帰ったようです。それをもう一回確認しようと思って、1月の20日にまた説明を聞きに来て、今度は都市下水路事業から公共下水道事業への転換という名前が変わったということがわかって、この間の説明は何だったのだというふうに思ったようです。再度3月1日に、今度は都市計画図を持参で説明を聞きましたけれども、その詳しい内容がようやくわかったということでした。一つのことを市民の人が3回足を運んで、関心があるから、もちろんそれはいいとは思うのですが、やはりせっかく説明会をしていただくのですから、最初の段階でわかりやすい説明をしていただくとありがたいと思います。特に公共事業は、市民に事業内容をよく理解されることがスムーズな運営やそれから協力を得られることにつながると考えますので、これからの市民に向けた説明会はこのような誤解が生じることはないように、説明をわかりやすい図面やわかりやすい言葉でお願いしたいと思いますが、一つ、何度も入れかわり立ちかわり聞きに来たということ、市民が誤って理解していたということはお感じになっていらっしゃるのでしょうか。この1点についてお聞きします。お願いします。

○議長（田原教善君） 田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君） 確かに都市計画事業の関係でございますので、法的な縦覧ですとか、そういう手続が必要でございます。その前に、これは民意的なものといまして説明会を開催させていただきました。この説明会につきましては、時間を9時から4時ということで、これは来ていただいた方に個別にその内容を説明をさせていただこうということで、今お話しのように、11月11日の日にその日を設けたわけでございます。私どもといましては、この内容につきましては、誠心誠意内容を細かく説明をしたつもりでございますけれども、やはりお聞きになられた方がそれらのものについて理解を得られなかったということにつきましては、私どもといましては残念であると同時に、私どもの説明が不十分だったのかという点についても、これはやはり反省をいたすところでございます。今後このようなことにつきましても、まだまだ都市計画決定等が行われるわけでございますので、そしてまたそれぞれの皆様方のところに下水の工事のための説明会等もこれからは頻繁に行っていくものでございますので、この説明会の趣旨が説明会に来られた方に十分伝わりますように、説明の方法等につきましてもさらに研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田原教善君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（田原教善君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本議会に当たりましては、終始慎重審議の上、さらに質疑の内容が充実されたと思います。執行部の皆さん、それから議員の皆さんの間で十分質疑されたと思います。ご協力をありがとうございました。非常に簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（田原教善君） 管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げさせていただきたいと存じます。

本日は、早朝より議会の開催を賜りまして、ご提案申し上げました議案につきまして慎重ご審議を賜り、16年度の一般会計当初予算を初めといたしまして、それぞれ原案どおりのご議決を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、審議のご過程におきまして、あるいはまた一般質問の中におきまして、それぞれ議員各位から貴重なご示唆、ご提言を賜った次第でございます。私どもは16年度の予算執行に当たりまして、議員各位のご提言、ご示唆、議会の意を十分に尊重させていただきまして、事務事業の執行に万全の体制で臨んでいき、そして本組合の最も基本であります下水道の普及促進、さらにまた安全なる安定した運転管理を心がけてまいる所存でございますので、皆様方の格別のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

なお、坂戸市議会がこの4月で任期満了になります。伴いまして改選に当たるわけでございますので、今定例会が多分最後の議会に相なろうかと存じますが、この4年間、それぞれ議員各位におかれましては、本事業に対しまして深いご理解を賜りまして、市民の生活の安全と、そして公衆衛生の改善につきまして多大なるご尽力賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、再選を志している議員各位には、どうぞご当選をされまして、引き続き当組合に対しましてのご支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

春ともなりましたけれども、まだまだ三寒四温の折でございますので、どうぞご自愛いただきまして、議員各位にはそれぞれ市民福祉の向上のためにご活躍賜りますことを心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

（午後 零時02分）

○議長（田原教善君） これをもって平成16年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。